解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

栃木県宇都宮市桜五丁目一番一三号

社団法人栃木農林統計協会

清算人　若林　富雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月八日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

三重県津市美里町三郷四八番地一

清算法人美里中南部土地改良区

代表清算人　福西　公一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

京都府京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町五七七―二　太陽生命御池ビル三階

社団法人京都府高齢・障害者雇用支援協会

清算人　保田　和彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月二十四日開催の社員総会の決議により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

大阪市中央区船場中央一丁目三番二―三〇二号

特定非営利活動法人大阪市コミュニティ協会

清算人　清水　弘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十一月五日開催の臨時総会の決議及び平成二十三年三月三十一日岡山県知事の許可により、平成二十三年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

岡山市北区内山下二丁目四番六号

社団法人岡山県畜産公社

代表清算人　大森　弘介

解散公告（第三回）

当公社は、国土交通省四国地方整備局長の認可を受け、平成二十三年三月二十七日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

香川県高松市松島町一丁目一七番二八号

香川県道路公社

清算人　高木　孝征

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月二十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

高知市朝倉丙一五二一番地三

社団法人高知県雇用開発協会

清算人　井上　順夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月十五日寄附行為の定めにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十八日

福岡県直方市大字畑六八六番地

財団法人直方勤労者福祉協会

代表清算人　大塚　進弘

第五十一期決算公告

平成二十二年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	三八〇、九三八
固定資産	一、一九八、六二九
有形固定資産	七八七、七八六
無形固定資産	五六、四〇八
投資等	三五四、四三四
合計	一、五七九、五六八

負債及び純資産の部

流動負債	五二、六六六
固定負債	九三八、六二三
株主資本	五八八、二七八
資本金	一九八、〇〇〇
利益剰余金	三九〇、二七八
その他利益剰余金	三九〇、二七八
（うち当期純損失）	（三六、一一八）
合計	一、五七九、五六八

平成二十三年四月十八日

岐阜県瑞浪市土岐町四八五八番地の四

株式会社エムケー

代表取締役　長谷　和治

配当公告

横浜市青葉区市ヶ尾町六三一番地一

破産者　株式会社カードッグ

右の者に対する横浜地方裁判所平成二十一年（フ）第一〇五七号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三、一三六、八一六、八四三円

一、配当することのできる金額

金六五、七五七、八一三円

平成二十三年四月十八日

横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館六階　横浜綜合法律事務所

破産管財人　湯沢　誠

配当公告

愛知県江南市宮後町王塚八番地

破産者　東武伝導機株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所一宮支部平成二十二年（フ）第二一九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金七五、四五一、〇五〇円

一、配当することのできる金額

金一〇、五〇一、〇九〇円

平成二十三年四月十八日

名古屋市中区丸の内三丁目九番一六号丸の内ＹＳビル四階　弁護士法人あおば法律事務所

破産管財人　上田　敏喜

相続債権者受遺者への請求の催告

本籍北海道岩見沢市六条東一丁目二番地、最後の住所北海道岩見沢市二条西一四丁目一五番地

被相続人　亡　西垣　富雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十八日

北海道岩見沢市一条東二丁目八番地五

相続財産管理人　山本　直史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市大東町大原字跡ノ沢五番地

一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　熊谷　昌一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十八日

岩手県一関市字相去五七番地五　みのる法律事務所

相続財産管理人　弁護士　千田　實

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利本荘市石脇字田尻一番地一、最後の住所秋田県由利本荘市二十六木字家口田五九番地一　被相続人　亡　佐々木礼二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十八日

秋田県由利本荘市岩谷町字日渡六三番地二

相続財産管理人　司法書士　三浦　毅